

2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

2019 年 2 月 15 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1	2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯	2
第 2	障害福祉人材の処遇改善	3
1.	基本的な考え方	3
2.	加算の対象（取得要件）	3
3.	加算率の設定	
（1）	サービス種類ごとの加算率	4
（2）	サービス種類内の加算率	4
4.	事業所内における配分方法	
（1）	事業所内の職員分類の考え方	6
（2）	具体的な配分の方法	7
第 3	現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し	8
1.	2021 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応	8
2.	2019 年度報酬改定における暫定的な見直し	
第 4	障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い	10
1.	基本報酬単位数への上乗せ	10
2.	加算の取扱い	10
3.	国庫負担基準の見直し	10
別紙	障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	11

第1 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯

- 障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）（※）において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

※ 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

- また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないように、対応について検討する必要がある。
- これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、2019年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で+2.0%とすることとした。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成30年8月から5回にわたり、46の関係団体からの意見聴取を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善及び障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて検討を積み重ねてきた。「2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを取りまとめたものである。

第2 障害福祉人材の処遇改善

1. 基本的な考え方

- 職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行う。
- このため、2019年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることとする。

2. 加算の対象（取得要件）

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていることを加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

3. 加算率の設定

(1) サービス種類ごとの加算率

- 障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等（※）の数に応じて設定する。

※ 介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。

(2) サービス種類内の加算率

- 現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する（※）。

※ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算（Ⅰ）の加算率を設定する。

※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

《福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】》

<居宅介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 7.4%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 5.8%

<重度訪問介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 4.5%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 3.6%

<同行援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 14.8%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 11.5%

<行動援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 6.9%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 5.7%

<療養介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 2.5%

□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.3%
<生活介護>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.3%
<自立訓練（機能訓練）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	5.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	4.5%
<自立訓練（生活訓練）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	3.9%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	3.4%
<就労移行支援>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
<就労継続支援A型>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	0.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	0.4%
<就労継続支援B型>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
<共同生活援助（指定共同生活援助）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
<共同生活援助（日中サービス支援型）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
<共同生活援助（外部サービス利用型）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.6%
<児童発達支援>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.5%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.2%

＜医療型児童発達支援＞

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 9.2%

□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 8.2%

＜放課後等デイサービス＞

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 0.7%

□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 0.5%

＜福祉型障害児入所施設＞

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 5.5%

□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 5.0%

＜医療型障害児入所施設＞

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 3.0%

□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 2.7%

＜重度障害者等包括支援＞

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 + 所定単位数 × 1.5%

＜施設入所支援＞

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 + 所定単位数 × 1.9%

＜居宅訪問型児童発達支援＞

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 + 所定単位数 × 5.1%

＜保育所等訪問支援＞

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 + 所定単位数 × 5.1%

4. 事業所内における配分方法

- 「第2の1. 基本的な考え方」を踏まえ、経験・技能のある障害福祉人材、他の障害福祉人材、その他の職種の順に配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとする。なお、配分に当たっては、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

（１）事業所内の職員分類の考え方

- 事業所内の職員分類（①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種）の考え方については、以下のとおりとする。
- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責

任者のいずれかとして従事する職員で勤続10年以上の者を基本とし、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。

- ・ ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。
- ・ ③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

○ なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

- ・ 研修等で専門的な技能を身に付けた勤続10年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること
- ・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③その他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

を可能とする。

※ ③その他の職種に従事している職員で賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えている場合は、区分の変更を行えないこととする。

（2）具体的な配分の方法

○ 具体的な配分の方法については、以下のとおりとする。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上となる者を設定・確保すること。（※）

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
- ・ ③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと（※）。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※ 平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

第3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

1. 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成30年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

2. 2019年度報酬改定における暫定的な見直し

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

※ 重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所の数値を見直しの対象とする。

《福祉・介護職員処遇改善加算の見直し》

<居宅介護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<重度訪問介護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 14.0%

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.8%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.1%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 13.9%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.7%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.8

<同行援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<行動援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.4%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.5%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.3%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.0%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.2%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.1%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.8

第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

1. 基本報酬単位数への上乗せ

- 基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱い

- 各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

3. 国庫負担基準の見直し

- 消費税対応における報酬単位の改定に連動した改定を行う。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	見直し前
<u>《訪問系サービス》</u> 第１ 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u> (7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>896 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u>	<u>《訪問系サービス》</u> 第１ 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>248 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>392 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>570 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>651 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>732 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>813 単位</u> (7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>894 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>248 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>392 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>570 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>651 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>732 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>813 単位</u>

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>896 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1)～(3) (略) (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 <u>232 単位</u> (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>268 単位</u> (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>302 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数 ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>268 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>336 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数 ホ (略) 第 2 重度訪問介護 重度訪問介護サービス費 イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>366 単位</u> (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>457 単位</u> (5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>549 単位</u> (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 <u>639 単位</u> (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 <u>731 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>894 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1)～(3) (略) (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 <u>231 単位</u> (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>267 単位</u> (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>301 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数 ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>267 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>335 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数 ホ (略) 第 2 重度訪問介護 重度訪問介護サービス費 イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>365 単位</u> (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>456 単位</u> (5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>548 単位</u> (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 <u>638 単位</u> (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 <u>730 単位</u>
---	---

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>816 単位</u>に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数 (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,496 単位</u>に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数 (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 <u>2,171 単位</u>に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,817 単位</u>に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数 (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 <u>3,499 単位</u>に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 □ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>366 単位</u> (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>457 単位</u> (5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>549 単位</u> (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 <u>639 単位</u> (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 <u>731 単位</u> (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>816 単位</u>に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数 (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,496 単位</u>に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>815 単位</u>に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数 (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,495 単位</u>に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数 (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 <u>2,170 単位</u>に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,816 単位</u>に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数 (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 <u>3,498 単位</u>に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 □ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>365 単位</u> (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>456 単位</u> (5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>548 単位</u> (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 <u>638 単位</u> (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 <u>730 単位</u> (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>815 単位</u>に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数 (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,495 単位</u>に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
---	---

- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

第 3 同行援護

同行援護サービス費

イ (略)

- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 292 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 421 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 485 単位
- ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 548 単位
- ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 611 単位
- ト 所要時間 3 時間以上の場合 674 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数

第 4 行動援護

行動援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 255 単位

- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

第 3 同行援護

同行援護サービス費

イ (略)

- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 291 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 420 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 484 単位
- ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 547 単位
- ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 610 単位
- ト 所要時間 3 時間以上の場合 673 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数

第 4 行動援護

行動援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 254 単位

ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>403 単位</u>	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>402 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>587 単位</u>	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>586 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>735 単位</u>	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>733 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>884 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>882 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,032 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,030 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,182 単位</u>	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,179 単位</u>
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330 単位</u>	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,327 単位</u>
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,480 単位</u>	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,477 単位</u>
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628 単位</u>	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,624 単位</u>
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,777 単位</u>	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,773 単位</u>
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925 単位</u>	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,921 単位</u>
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,075 単位</u>	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,070 単位</u>
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223 単位</u>	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,218 単位</u>
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,373 単位</u>	コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,368 単位</u>
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,520 単位</u>	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,514 単位</u>
第 5 重度障害者等包括支援		第 5 重度障害者等包括支援	
重度障害者等包括支援サービス費		重度障害者等包括支援サービス費	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合		イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>202 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>201 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	<u>302 単位</u> に所要時間 1 時間	(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	<u>301 単位</u> に所要時間 1 時間

から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数	30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数
(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 <u>2,500 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 <u>2499 単位</u> に所要時間 12 時間 <u>30 分</u> から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
ロ 短期入所を提供した場合（1 日につき） <u>949 単位</u>	ロ 短期入所を提供した場合（1 日につき） <u>946 単位</u>
ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき） <u>1,000 単位</u>	ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき） <u>997 単位</u>
《日中活動系サービス》	《日中活動系サービス》
第 1 療養介護	第 1 療養介護
療養介護サービス費（1 日につき）	療養介護サービス費（1 日につき）
イ 療養介護サービス費	イ 療養介護サービス費
(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）	(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）
(一) 利用定員が 40 人以下 <u>948 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下 <u>943 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>922 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>917 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>875 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>870 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上 <u>838 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上 <u>833 単位</u>
(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）	(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）
(一) 利用定員が 40 人以下 <u>690 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下 <u>686 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>655 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>651 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>608 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>605 単位</u>

(四) 利用定員が 81 人以上	<u>578 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>575 単位</u>
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>546 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>543 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>517 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>514 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>488 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>485 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>466 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>463 単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>435 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>399 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>372 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>352 単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>435 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>399 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>372 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>352 単位</u>
ロ 経過療養介護サービス費		ロ 経過療養介護サービス費	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>886 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>881 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>886 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>881 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>857 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>852 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>823 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>819 単位</u>
第 2 生活介護		第 2 生活介護	
生活介護サービス費 (1 日につき)		生活介護サービス費 (1 日につき)	

イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	<u>1, 291 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1, 283 単位</u>
(二) 区分 5	<u>969 単位</u>	(二) 区分 5	<u>963 単位</u>
(三) 区分 4	<u>687 単位</u>	(三) 区分 4	<u>683 単位</u>
(四) 区分 3	<u>617 単位</u>	(四) 区分 3	<u>613 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>564 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>561 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分 6	<u>1, 151 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1, 144 単位</u>
(二) 区分 5	<u>859 単位</u>	(二) 区分 5	<u>854 単位</u>
(三) 区分 4	<u>605 単位</u>	(三) 区分 4	<u>601 単位</u>
(四) 区分 3	<u>544 単位</u>	(四) 区分 3	<u>541 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>496 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>493 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分 6	<u>1, 111 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1, 104 単位</u>
(二) 区分 5	<u>824 単位</u>	(二) 区分 5	<u>819 単位</u>
(三) 区分 4	<u>573 単位</u>	(三) 区分 4	<u>570 単位</u>
(四) 区分 3	<u>507 単位</u>	(四) 区分 3	<u>504 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>464 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>461 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	<u>1, 055 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1, 049 単位</u>
(二) 区分 5	<u>789 単位</u>	(二) 区分 5	<u>784 単位</u>
(三) 区分 4	<u>554 単位</u>	(三) 区分 4	<u>551 単位</u>
(四) 区分 3	<u>498 単位</u>	(四) 区分 3	<u>495 単位</u>

(五) 区分 2 以下	<u>450 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>447 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分 6	<u>1,038 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,032 単位</u>
(二) 区分 5	<u>773 単位</u>	(二) 区分 5	<u>768 単位</u>
(三) 区分 4	<u>540 単位</u>	(三) 区分 4	<u>537 単位</u>
(四) 区分 3	<u>483 単位</u>	(四) 区分 3	<u>480 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>433 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>430 単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費		ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>698 単位</u>	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>694 単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>859 単位</u>	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>854 単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>698 単位</u>	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>694 単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>859 単位</u>	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>854 単位</u>
第 3 短期入所		第 3 短期入所	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	<u>902 単位</u>	(一) 区分 6	<u>896 単位</u>
(二) 区分 5	<u>766 単位</u>	(二) 区分 5	<u>761 単位</u>
(三) 区分 4	<u>633 単位</u>	(三) 区分 4	<u>629 単位</u>
(四) 区分 3	<u>569 単位</u>	(四) 区分 3	<u>565 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>497 単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>494 単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	

(一) 区分 6	<u>588 単位</u>	(一) 区分 6	<u>584 単位</u>
(二) 区分 5	<u>515 単位</u>	(二) 区分 5	<u>512 単位</u>
(三) 区分 4	<u>310 単位</u>	(三) 区分 4	<u>308 単位</u>
(四) 区分 3	<u>234 単位</u>	(四) 区分 3	<u>233 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>168 単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>167 単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>766 単位</u>	(一) 区分 3	<u>761 単位</u>
(二) 区分 2	<u>601 単位</u>	(二) 区分 2	<u>597 単位</u>
(三) 区分 1	<u>497 単位</u>	(三) 区分 1	<u>494 単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>515 単位</u>	(一) 区分 3	<u>512 単位</u>
(二) 区分 2	<u>272 単位</u>	(二) 区分 2	<u>270 単位</u>
(三) 区分 1	<u>168 単位</u>	(三) 区分 1	<u>167 単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	<u>1,103 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,096 単位</u>
(二) 区分 5	<u>968 単位</u>	(二) 区分 5	<u>962 単位</u>
(三) 区分 4	<u>834 単位</u>	(三) 区分 4	<u>829 単位</u>
(四) 区分 3	<u>771 単位</u>	(四) 区分 3	<u>766 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>699 単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>695 単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	<u>790 単位</u>	(一) 区分 6	<u>785 単位</u>
(二) 区分 5	<u>718 単位</u>	(二) 区分 5	<u>713 単位</u>
(三) 区分 4	<u>512 単位</u>	(三) 区分 4	<u>509 単位</u>
(四) 区分 3	<u>437 単位</u>	(四) 区分 3	<u>434 単位</u>

(五) 区分 1 及び区分 2	<u>369 単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>367 単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>968 単位</u>	(一) 区分 3	<u>962 単位</u>
(二) 区分 2	<u>803 単位</u>	(二) 区分 2	<u>798 単位</u>
(三) 区分 1	<u>699 単位</u>	(三) 区分 1	<u>695 単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>718 単位</u>	(一) 区分 3	<u>713 単位</u>
(二) 区分 2	<u>474 単位</u>	(二) 区分 2	<u>471 単位</u>
(三) 区分 1	<u>369 単位</u>	(三) 区分 1	<u>367 単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907 単位</u>	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,889 単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703 単位</u>	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,686 単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690 単位</u>	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,679 単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785 単位</u>	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,768 単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571 単位</u>	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,555 単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588 単位</u>	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,578 単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027 単位</u>	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,014 単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893 単位</u>	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,881 単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217 単位</u>	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,209 単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)	<u>766 単位</u>	(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)	<u>761 単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	<u>234 単位</u>	(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	<u>233 単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ)	<u>964 単位</u>	(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ)	<u>958 単位</u>

(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>435 単位</u>	(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>432 単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>766 単位</u>	(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>761 単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>234 単位</u>	(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>233 単位</u>
《施設系サービス》		《施設系サービス》	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費（１日につき）		施設入所支援サービス費（１日につき）	
イ 利用定員が 40 人以下		イ 利用定員が 40 人以下	
(1) 区分 6	<u>458 単位</u>	(1) 区分 6	<u>455 単位</u>
(2) 区分 5	<u>386 単位</u>	(2) 区分 5	<u>384 単位</u>
(3) 区分 4	<u>311 単位</u>	(3) 区分 4	<u>309 単位</u>
(4) 区分 3	<u>235 単位</u>	(4) 区分 3	<u>233 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>170 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>169 単位</u>
ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(1) 区分 6	<u>359 単位</u>	(1) 区分 6	<u>357 単位</u>
(2) 区分 5	<u>300 単位</u>	(2) 区分 5	<u>298 単位</u>
(3) 区分 4	<u>238 単位</u>	(3) 区分 4	<u>236 単位</u>
(4) 区分 3	<u>187 単位</u>	(4) 区分 3	<u>186 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>148 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>147 単位</u>
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	<u>298 単位</u>	(1) 区分 6	<u>296 単位</u>
(2) 区分 5	<u>250 単位</u>	(2) 区分 5	<u>248 単位</u>
(3) 区分 4	<u>200 単位</u>	(3) 区分 4	<u>199 単位</u>

(4) 区分 3	<u>164 単位</u>	(4) 区分 3	<u>163 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>134 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>133 単位</u>
ニ 利用定員が 81 人以上		ニ 利用定員が 81 人以上	
(1) 区分 6	<u>272 単位</u>	(1) 区分 6	<u>270 単位</u>
(2) 区分 5	<u>225 単位</u>	(2) 区分 5	<u>224 単位</u>
(3) 区分 4	<u>180 単位</u>	(3) 区分 4	<u>179 単位</u>
(4) 区分 3	<u>148 単位</u>	(4) 区分 3	<u>147 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>127 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>126 単位</u>
<u>《居住系サービス》</u>		<u>《居住系サービス》</u>	
第 1 共同生活援助		第 1 共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（1 日につき）		1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（1 日につき）	
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）		イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
(1) 区分 6	<u>666 単位</u>	(1) 区分 6	<u>661 単位</u>
(2) 区分 5	<u>551 単位</u>	(2) 区分 5	<u>547 単位</u>
(3) 区分 4	<u>470 単位</u>	(3) 区分 4	<u>467 単位</u>
(4) 区分 3	<u>384 単位</u>	(4) 区分 3	<u>381 単位</u>
(5) 区分 2	<u>294 単位</u>	(5) 区分 2	<u>292 単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>244 単位</u>	(6) 区分 1 以下	<u>242 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）		ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
(1) 区分 6	<u>615 単位</u>	(1) 区分 6	<u>611 単位</u>
(2) 区分 5	<u>499 単位</u>	(2) 区分 5	<u>496 単位</u>
(3) 区分 4	<u>420 単位</u>	(3) 区分 4	<u>417 単位</u>
(4) 区分 3	<u>333 単位</u>	(4) 区分 3	<u>331 単位</u>

(5) 区分 2	<u>244 単位</u>	(5) 区分 2	<u>242 単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>199 単位</u>	(6) 区分 1 以下	<u>198 単位</u>
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)		ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分 6	<u>582 単位</u>	(1) 区分 6	<u>578 単位</u>
(2) 区分 5	<u>466 単位</u>	(2) 区分 5	<u>463 単位</u>
(3) 区分 4	<u>386 単位</u>	(3) 区分 4	<u>383 単位</u>
(4) 区分 3	<u>300 単位</u>	(4) 区分 3	<u>298 単位</u>
(5) 区分 2	<u>210 単位</u>	(5) 区分 2	<u>209 単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>171 単位</u>	(6) 区分 1 以下	<u>170 単位</u>
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)		ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分 6	<u>696 単位</u>	(1) 区分 6	<u>691 単位</u>
(2) 区分 5	<u>581 単位</u>	(2) 区分 5	<u>577 単位</u>
(3) 区分 4	<u>500 単位</u>	(3) 区分 4	<u>497 単位</u>
(4) 区分 3	<u>414 単位</u>	(4) 区分 3	<u>411 単位</u>
(5) 区分 2	<u>324 単位</u>	(5) 区分 2	<u>322 単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>274 単位</u>	(6) 区分 1 以下	<u>272 単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>443 単位</u>	(一) 区分 6	<u>440 単位</u>
(二) 区分 5	<u>397 単位</u>	(二) 区分 5	<u>394 単位</u>
(三) 区分 4	<u>363 単位</u>	(三) 区分 4	<u>361 単位</u>
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>392 単位</u>	(一) 区分 6	<u>389 単位</u>
(二) 区分 5	<u>345 単位</u>	(二) 区分 5	<u>343 単位</u>

(三) 区分 4	<u>313 単位</u>	(三) 区分 4	<u>311 単位</u>
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>358 単位</u>	(一) 区分 6	<u>356 単位</u>
(二) 区分 5	<u>312 単位</u>	(二) 区分 5	<u>310 単位</u>
(三) 区分 4	<u>280 単位</u>	(三) 区分 4	<u>278 単位</u>
1 の 2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (1 日につき)		1 の 2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (1 日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)	
(1) 区分 6	<u>1,104 単位</u>	(1) 区分 6	<u>1,098 単位</u>
(2) 区分 5	<u>988 単位</u>	(2) 区分 5	<u>982 単位</u>
(3) 区分 4	<u>906 単位</u>	(3) 区分 4	<u>901 単位</u>
(4) 区分 3	<u>721 単位</u>	(4) 区分 3	<u>717 単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (II)		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (II)	
(1) 区分 6	<u>1,020 単位</u>	(1) 区分 6	<u>1,014 単位</u>
(2) 区分 5	<u>903 単位</u>	(2) 区分 5	<u>898 単位</u>
(3) 区分 4	<u>821 単位</u>	(3) 区分 4	<u>816 単位</u>
(4) 区分 3	<u>637 単位</u>	(4) 区分 3	<u>633 単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (III)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (III)	
(1) 区分 6	<u>968 単位</u>	(1) 区分 6	<u>963 単位</u>
(2) 区分 5	<u>851 単位</u>	(2) 区分 5	<u>846 単位</u>
(3) 区分 4	<u>769 単位</u>	(3) 区分 4	<u>765 単位</u>
(4) 区分 3	<u>585 単位</u>	(4) 区分 3	<u>582 単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV)		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV)	
(1) 区分 6	<u>1,134 単位</u>	(1) 区分 6	<u>1,128 単位</u>
(2) 区分 5	<u>1,018 単位</u>	(2) 区分 5	<u>1,012 単位</u>

(3) 区分 4	<u>936 単位</u>	(3) 区分 4	<u>931 単位</u>
(4) 区分 3	<u>751 単位</u>	(4) 区分 3	<u>747 単位</u>
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3 : 1 の場合		(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>909 単位</u>	(一) 区分 6	<u>904 単位</u>
(二) 区分 5	<u>792 単位</u>	(二) 区分 5	<u>788 単位</u>
(三) 区分 4	<u>711 単位</u>	(三) 区分 4	<u>707 単位</u>
(四) 区分 3	<u>624 単位</u>	(四) 区分 3	<u>620 単位</u>
(五) 区分 2	<u>459 単位</u>	(五) 区分 2	<u>456 単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>399 単位</u>	(六) 区分 1 以下	<u>397 単位</u>
(2) 4 : 1 の場合		(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>825 単位</u>	(一) 区分 6	<u>820 単位</u>
(二) 区分 5	<u>708 単位</u>	(二) 区分 5	<u>704 単位</u>
(三) 区分 4	<u>626 単位</u>	(三) 区分 4	<u>622 単位</u>
(四) 区分 3	<u>539 単位</u>	(四) 区分 3	<u>536 単位</u>
(五) 区分 2	<u>373 単位</u>	(五) 区分 2	<u>371 単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>323 単位</u>	(六) 区分 1 以下	<u>321 単位</u>
(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>773 単位</u>	(一) 区分 6	<u>769 単位</u>
(二) 区分 5	<u>656 単位</u>	(二) 区分 5	<u>652 単位</u>
(三) 区分 4	<u>574 単位</u>	(三) 区分 4	<u>571 単位</u>
(四) 区分 3	<u>488 単位</u>	(四) 区分 3	<u>485 単位</u>
(五) 区分 2	<u>323 単位</u>	(五) 区分 2	<u>321 単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>279 単位</u>	(六) 区分 1 以下	<u>277 単位</u>

へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者) (1) 3 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>697 単位</u> (二) 区分 5 <u>650 単位</u> (三) 区分 4 <u>616 単位</u> (2) 4 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>611 単位</u> (二) 区分 5 <u>565 単位</u> (三) 区分 4 <u>532 単位</u> (3) 5 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>560 単位</u> (二) 区分 5 <u>514 単位</u> (三) 区分 4 <u>481 単位</u>	へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者) (1) 3 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>693 単位</u> (二) 区分 5 <u>646 単位</u> (三) 区分 4 <u>613 単位</u> (2) 4 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>608 単位</u> (二) 区分 5 <u>562 単位</u> (三) 区分 4 <u>529 単位</u> (3) 5 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>557 単位</u> (二) 区分 5 <u>511 単位</u> (三) 区分 4 <u>478 単位</u>
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者) (1) 3 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>604 単位</u> (二) 区分 5 <u>557 単位</u> (三) 区分 4 <u>524 単位</u> (2) 4 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>519 単位</u> (二) 区分 5 <u>473 単位</u> (三) 区分 4 <u>439 単位</u>	ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者) (1) 3 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>601 単位</u> (二) 区分 5 <u>554 単位</u> (三) 区分 4 <u>521 単位</u> (2) 4 : 1 の場合 (一) 区分 6 <u>516 単位</u> (二) 区分 5 <u>470 単位</u> (三) 区分 4 <u>437 単位</u>

(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>468 単位</u>	(一) 区分 6	<u>465 単位</u>
(二) 区分 5	<u>421 単位</u>	(二) 区分 5	<u>419 単位</u>
(三) 区分 4	<u>388 単位</u>	(三) 区分 4	<u>386 単位</u>
チ 体験利用の場合		チ 体験利用の場合	
(1) 区分 6	<u>939 単位</u>	(1) 区分 6	<u>934 単位</u>
(2) 区分 5	<u>823 単位</u>	(2) 区分 5	<u>818 単位</u>
(3) 区分 4	<u>741 単位</u>	(3) 区分 4	<u>737 単位</u>
(4) 区分 3	<u>654 単位</u>	(4) 区分 3	<u>650 単位</u>
(5) 区分 2	<u>489 単位</u>	(5) 区分 2	<u>486 単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>429 単位</u>	(6) 区分 1 以下	<u>427 単位</u>
1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1 日につき）		1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1 日につき）	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	<u>244 単位</u>	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	<u>242 単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	<u>199 単位</u>	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	<u>198 単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	<u>171 単位</u>	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	<u>170 単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	<u>114 単位</u>	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	<u>113 単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	<u>274 単位</u>	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	<u>272 単位</u>
1 の 3 受託居宅介護サービス費		1 の 3 受託居宅介護サービス費	
イ （略）		イ （略）	
ロ 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	<u>192 単位</u>	ロ 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	<u>191 単位</u>
ハ 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>261 単位</u> に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		ハ 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>260 単位</u> に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 559 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数

第 2 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,556 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,089 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,165 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 816 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練（機能訓練）

機能訓練サービス費（1 日につき）

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 795 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 710 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 675 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 647 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 610 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 249 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 571 単位

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数

第 2 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,547 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,083 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,158 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 811 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練（機能訓練）

機能訓練サービス費（1 日につき）

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 791 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 707 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 672 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 644 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 607 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 248 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 570 単位

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>732 単位</u>
ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>696 単位</u>
ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>696 単位</u>
第2 自立訓練（生活訓練）		第2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1日につき）		生活訓練サービス費（1日につき）	
イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）		イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	<u>747 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>744 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>667 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>664 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>634 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>631 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>609 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>606 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>572 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>570 単位</u>
ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）		ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）	
(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>249 単位</u>	(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>248 単位</u>
(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>571 単位</u>	(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>570 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>732 単位</u>
ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）		ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	<u>270 単位</u>	(1) 利用期間が2年間以内の場合	<u>268 単位</u>
(2) 利用期間が2年間を超える場合	<u>163 単位</u>	(2) 利用期間が2年間を超える場合	<u>162 単位</u>
ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）		ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	<u>270 単位</u>	(1) 利用期間が3年間以内の場合	<u>268 単位</u>
(2) 利用期間が3年間を超える場合	<u>163 単位</u>	(2) 利用期間が3年間を超える場合	<u>162 単位</u>
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>	ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>661 単位</u>
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>	ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>661 単位</u>

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>1,094 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>939 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>811 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>689 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>567 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>527 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>502 単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>1,004 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>845 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>717 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>630 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>515 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>466 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>444 単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>973 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>821 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>685 単位</u>

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>1,089 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>935 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>807 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>686 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>564 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>524 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>500 単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>999 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>841 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>714 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>627 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>513 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>464 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>442 単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>968 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>817 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>682 単位</u>

(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>595 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>592 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>506 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>504 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>445 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>443 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>424 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>422 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>919 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>915 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>780 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>776 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>639 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>636 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>543 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>540 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>485 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>483 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>416 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>414 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>396 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>394 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>887 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>883 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>744 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>740 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>600 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>597 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>497 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>495 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>468 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>466 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>389 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>387 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>371 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>369 単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）		ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>714 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>710 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>612 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>609 単位</u>

(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>529 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>526 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>449 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>447 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>369 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>367 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>343 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>341 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>327 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>325 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>658 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>655 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>556 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>553 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>471 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>469 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>414 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>412 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>339 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>337 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>306 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>304 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>292 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>290 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>625 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>622 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>529 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>526 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>441 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>439 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>383 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>381 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>326 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>324 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>287 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>285 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>272 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>271 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>618 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>615 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>524 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>521 単位</u>

(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>430 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>428 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>365 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>363 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>326 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>324 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>278 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>277 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>266 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>265 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>614 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>611 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>515 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>512 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>416 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>414 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>344 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>342 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>324 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>322 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>269 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）	<u>268 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>257 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>256 単位</u>
第 4 就労継続支援 A 型		第 4 就労継続支援 A 型	
就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）		イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>618 単位</u>	(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>615 単位</u>
(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>606 単位</u>	(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>603 単位</u>
(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>597 単位</u>	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>594 単位</u>
(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>589 単位</u>	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>586 単位</u>
(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>501 単位</u>	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>498 単位</u>
(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>412 単位</u>	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>410 単位</u>

(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>324 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>322 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>549 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>546 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>539 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>536 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>531 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>528 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>524 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>521 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>445 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>443 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>366 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>364 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>287 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>286 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>516 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>513 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>506 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>503 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>499 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>496 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>492 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>489 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>417 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>415 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>343 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>341 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>269 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>268 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>506 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>503 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>497 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>494 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>490 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>487 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>482 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>480 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>410 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>408 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>337 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>335 単位</u>

(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>264 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>263 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>490 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>487 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>479 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>477 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>472 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>470 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>466 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>464 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>395 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>393 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>326 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>324 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>256 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>255 単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)		ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>563 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>560 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>552 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>549 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>544 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>541 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>537 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>534 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>456 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>454 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>375 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>373 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>295 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>293 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>502 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>499 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>493 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>490 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>485 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>483 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>478 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>476 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>405 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>403 単位</u>

(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>334 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>332 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>262 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>261 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>466 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>464 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>457 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>455 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>450 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>448 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>444 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>442 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>377 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>375 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>311 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>309 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>244 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>243 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>456 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>454 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>447 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>445 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>441 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>439 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>435 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>433 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>369 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>367 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>304 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>302 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>239 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>238 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>440 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>438 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>432 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>430 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>426 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>424 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>420 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>418 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>356 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>354 単位</u>

(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>294 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>292 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>230 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>229 単位</u>
第5 就労継続支援B型		第5 就労継続支援B型	
就労継続支援B型サービス費（1日につき）		就労継続支援B型サービス費（1日につき）	
イ 就労継続支援B型サービス費（I）		イ 就労継続支援B型サービス費（I）	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>649 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>645 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>624 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>621 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>612 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>609 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>600 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>597 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>589 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>586 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>574 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>571 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>565 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>562 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>575 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>572 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>555 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>552 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>544 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>541 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>534 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>531 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>524 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>521 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>503 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>500 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>540 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>537 単位</u>

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>521 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>518 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>501 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>498 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>492 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>489 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>479 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>476 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>472 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>469 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>530 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>527 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>511 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>508 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>502 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>499 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>492 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>489 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>483 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>480 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>471 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>468 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>463 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>510 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>494 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>491 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>482 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>476 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>473 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>454 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>452 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>447 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>445 単位</u>
口 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)		口 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>587 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>568 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>565 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>558 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>555 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>544 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>537 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>534 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>523 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>520 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>515 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>512 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>526 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>523 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>507 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>504 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>497 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>494 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>488 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>485 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>479 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>476 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>457 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>489 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>486 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>471 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>462 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>459 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>452 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>450 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>444 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>442 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>433 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>431 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>426 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>424 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>479 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>476 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>461 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>458 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>452 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>450 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>443 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>441 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>435 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>433 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>424 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>422 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>417 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>415 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>462 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>459 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>444 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>442 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>436 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>434 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>428 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>426 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>420 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>418 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>409 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>407 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>403 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>401 単位</u>
第6 就労定着支援		第6 就労定着支援	
就労定着支援サービス費（1月につき）		就労定着支援サービス費（1月につき）	
イ 利用者数が20人以下		イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>3,215 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>3,200 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,652 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,640 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,130 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,120 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,607 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,600 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,366 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,360 単位</u>

(6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満の場合	<u>1,206 単位</u>	(6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満の場合	<u>1,200 単位</u>
(7) 就労定着率が 1 割未満の場合	<u>1,045 単位</u>	(7) 就労定着率が 1 割未満の場合	<u>1,040 単位</u>
ロ 利用者数が 21 人以上 40 人以下		ロ 利用者数が 21 人以上 40 人以下	
(1) 就労定着率が 9 割以上の場合	<u>2,572 単位</u>	(1) 就労定着率が 9 割以上の場合	<u>2,560 単位</u>
(2) 就労定着率が 8 割以上 9 割未満の場合	<u>2,122 単位</u>	(2) 就労定着率が 8 割以上 9 割未満の場合	<u>2,112 単位</u>
(3) 就労定着率が 7 割以上 8 割未満の場合	<u>1,704 単位</u>	(3) 就労定着率が 7 割以上 8 割未満の場合	<u>1,696 単位</u>
(4) 就労定着率が 5 割以上 7 割未満の場合	<u>1,286 単位</u>	(4) 就労定着率が 5 割以上 7 割未満の場合	<u>1,280 単位</u>
(5) 就労定着率が 3 割以上 5 割未満の場合	<u>1,093 単位</u>	(5) 就労定着率が 3 割以上 5 割未満の場合	<u>1,088 単位</u>
(6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満の場合	<u>964 単位</u>	(6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満の場合	<u>960 単位</u>
(7) 就労定着率が 1 割未満の場合	<u>836 単位</u>	(7) 就労定着率が 1 割未満の場合	<u>832 単位</u>
ハ 利用者数が 41 人以上		ハ 利用者数が 41 人以上	
(1) 就労定着率が 9 割以上の場合	<u>2,411 単位</u>	(1) 就労定着率が 9 割以上の場合	<u>2,400 単位</u>
(2) 就労定着率が 8 割以上 9 割未満の場合	<u>1,989 単位</u>	(2) 就労定着率が 8 割以上 9 割未満の場合	<u>1,980 単位</u>
(3) 就労定着率が 7 割以上 8 割未満の場合	<u>1,597 単位</u>	(3) 就労定着率が 7 割以上 8 割未満の場合	<u>1,590 単位</u>
(4) 就労定着率が 5 割以上 7 割未満の場合	<u>1,206 単位</u>	(4) 就労定着率が 5 割以上 7 割未満の場合	<u>1,200 単位</u>
(5) 就労定着率が 3 割以上 5 割未満の場合	<u>1,025 単位</u>	(5) 就労定着率が 3 割以上 5 割未満の場合	<u>1,020 単位</u>
(6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満の場合	<u>904 単位</u>	(6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満の場合	<u>900 単位</u>
(7) 就労定着率が 1 割未満の場合	<u>784 単位</u>	(7) 就労定着率が 1 割未満の場合	<u>780 単位</u>
<u>《相談系サービス》</u>		<u>《相談系サービス》</u>	
第 1 計画相談支援費		第 1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費(I)	<u>1,462 単位</u>	(1) サービス利用支援費(I)	<u>1,458 単位</u>
(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	<u>731 単位</u>	(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	<u>729 単位</u>

ロ 継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,211 単位</u> (2) 継続サービス利用支援費(II) <u>605 単位</u> 注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。 (1) サービス利用支援費(I) <u>553 単位</u> (2) 継続サービス利用支援費(I) <u>604 単位</u> 注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。 (1) サービス利用支援費(I) <u>856 単位</u> (2) (略) (3) 継続サービス利用支援費(I) <u>907 単位</u> (4) 継続サービス利用支援費(II) <u>301 単位</u>	ロ 継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,207 単位</u> (2) 継続サービス利用支援費(II) <u>603 単位</u> 注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。 (1) サービス利用支援費(I) <u>552 単位</u> (2) 継続サービス利用支援費(I) <u>602 単位</u> 注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。 (1) サービス利用支援費(I) <u>854 単位</u> (2) (略) (3) 継続サービス利用支援費(I) <u>904 単位</u> (4) 継続サービス利用支援費(II) <u>300 単位</u>
第 2 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 (1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,625 単位</u> (2) 障害児支援利用援助費(II) <u>814 単位</u> ロ 継続障害児支援利用援助費 (1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,322 単位</u> (2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>661 単位</u>	第 2 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 (1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,620 単位</u> (2) 障害児支援利用援助費(II) <u>811 単位</u> ロ 継続障害児支援利用援助費 (1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,318 単位</u> (2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>659 単位</u>

第3 地域移行支援 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,059 単位</u> ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,347 単位</u> 第4 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 <u>305 単位</u> ロ 緊急時支援費 (1) 緊急時支援費(I) <u>711 単位</u> (2) (略) 《障害児通所支援》 第1 児童発達支援 児童発達支援給付費（1日につき） イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,085 単位</u> (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,004 単位</u> (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>929 単位</u> (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>858 単位</u> (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>829 単位</u> (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>803 単位</u> (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>777 単位</u>	第3 地域移行支援 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,044 単位</u> ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,336 単位</u> 第4 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 <u>304 単位</u> ロ 緊急時支援費 (1) 緊急時支援費(I) <u>709 単位</u> (2) (略) 《障害児通所支援》 第1 児童発達支援 児童発達支援給付費（1日につき） イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,081 単位</u> (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,000 単位</u> (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>925 単位</u> (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>855 単位</u> (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>826 単位</u> (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>800 単位</u> (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>774 単位</u>
---	---

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が 20 人以下の場合 <u>1,383 単位</u> (2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>1,190 単位</u> (3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>1,074 単位</u> (4) 利用定員が 41 人以上の場合 <u>974 単位</u> ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が 15 人以下の場合 <u>1,330 単位</u> (2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 <u>1,039 単位</u> (3) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>923 単位</u> ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。） (1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>830 単位</u> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>559 単位</u> (三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>435 単位</u> (2) (1)以外の場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>706 単位</u> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>467 単位</u> (三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>361 単位</u>	ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が 20 人以下の場合 <u>1,377 単位</u> (2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>1,185 単位</u> (3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>1,070 単位</u> (4) 利用定員が 41 人以上の場合 <u>970 単位</u> ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が 15 人以下の場合 <u>1,325 単位</u> (2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 <u>1,035 単位</u> (3) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>919 単位</u> ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。） (1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>827 単位</u> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>557 単位</u> (三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>433 単位</u> (2) (1)以外の場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>703 単位</u> (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>465 単位</u> (三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>360 単位</u>
--	--

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において
重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合	<u>2,096 単位</u>
(2) 利用定員が6人の場合	<u>1,755 単位</u>
(3) 利用定員が7人の場合	<u>1,509 単位</u>
(4) 利用定員が8人の場合	<u>1,325 単位</u>
(5) 利用定員が9人の場合	<u>1,183 単位</u>
(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,068 単位</u>
(7) 利用定員が11人以上の場合	<u>836 単位</u>

ヘ 共生型児童発達支援給付費 562 単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	<u>667 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	<u>562 単位</u>

第2 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2
第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児
」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 388 単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療
型児童発達支援を行う場合 500 単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達
支援を行う場合 337 単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において
重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合	<u>2,088 単位</u>
(2) 利用定員が6人の場合	<u>1,748 単位</u>
(3) 利用定員が7人の場合	<u>1,503 単位</u>
(4) 利用定員が8人の場合	<u>1,320 単位</u>
(5) 利用定員が9人の場合	<u>1,178 単位</u>
(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,064 単位</u>
(7) 利用定員が11人以上の場合	<u>833 単位</u>

ヘ 共生型児童発達支援給付費 560 単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	<u>664 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	<u>560 単位</u>

第2 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2
第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児
」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 386 単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療
型児童発達支援を行う場合 498 単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達
支援を行う場合 335 単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発

達支援を行う場合	449 単位	達支援を行う場合	447 単位
第3 放課後等デイサービス		第3 放課後等デイサービス	
放課後等デイサービス給付費（1日につき）		放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等 デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）		イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等 デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	
(1) 区分1の1		(1) 区分1の1	
（一）利用定員が10人以下の場合	660 単位	（一）利用定員が10人以下の場合	656 単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	443 単位	（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	440 単位
（三）利用定員が21人以上の場合	333 単位	（三）利用定員が21人以上の場合	331 単位
(2) 区分1の2		(2) 区分1の2	
（一）利用定員が10人以下の場合	649 単位	（一）利用定員が10人以下の場合	645 単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	433 単位	（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	431 単位
（三）利用定員が21人以上の場合	326 単位	（三）利用定員が21人以上の場合	324 単位
(3) 区分2の1		(3) 区分2の1	
（一）利用定員が10人以下の場合	612 単位	（一）利用定員が10人以下の場合	609 単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	407 単位	（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	405 単位
（三）利用定員が21人以上の場合	306 単位	（三）利用定員が21人以上の場合	304 単位
(4) 区分2の2		(4) 区分2の2	
（一）利用定員が10人以下の場合	599 単位	（一）利用定員が10人以下の場合	596 単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	398 単位	（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	396 単位
（三）利用定員が21人以上の場合	299 単位	（三）利用定員が21人以上の場合	297 単位
ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）		ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	

(1) 区分 1		(1) 区分 1	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>792 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>787 単位</u>
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>532 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>529 単位</u>
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>412 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>410 単位</u>
(2) 区分 2		(2) 区分 2	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>730 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>726 単位</u>
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>486 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>483 単位</u>
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>376 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>374 単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,754 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,744 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,466 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,458 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,262 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,255 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,107 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,101 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>988 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>982 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>892 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>887 単位</u>
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>685 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>681 単位</u>
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,036 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,024 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,704 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,694 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,465 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,457 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,287 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,280 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,149 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,142 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,038 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,032 単位</u>

(七) 利用定員が 11 人以上の場合	809 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	804 単位
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費		ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	429 単位	(1) 授業の終了後に行う場合	427 単位
(2) 休業日に行う場合	554 単位	(2) 休業日に行う場合	551 単位
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	533 単位	(一) 授業の終了後に行う場合	530 単位
(二) 休業日に行う場合	658 単位	(二) 休業日に行う場合	654 単位
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	429 単位	(一) 授業の終了後に行う場合	427 単位
(二) 休業日に行う場合	554 単位	(二) 休業日に行う場合	551 単位
第 4 居宅訪問型児童発達支援		第 4 居宅訪問型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき）	991 単位	居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき）	988 単位
第 5 保育所等訪問支援		第 5 保育所等訪問支援	
保育所等訪問支援給付費（１日につき）	991 単位	保育所等訪問支援給付費（１日につき）	988 単位
《障害児入所支援》		《障害児入所支援》	
第 1 福祉型障害児入所施設		第 1 福祉型障害児入所施設	
福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）		福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単		(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単	

独施設であるとき	<u>897 単位</u>	独施設であるとき	<u>891 単位</u>
(2) 入所定員が 10 人の場合		(2) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>784 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>779 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,617 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,606 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>897 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>891 単位</u>
(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>623 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>619 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,039 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,032 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>822 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>817 単位</u>
(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>784 単位</u>	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>779 単位</u>
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>655 単位</u>	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>651 単位</u>
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>585 単位</u>	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>581 単位</u>
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>562 単位</u>	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>558 単位</u>
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>541 単位</u>	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>537 単位</u>
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>519 単位</u>	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>516 単位</u>
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>501 単位</u>	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>498 単位</u>
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>480 単位</u>	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>477 単位</u>
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>477 単位</u>	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>474 単位</u>
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>475 単位</u>	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>472 単位</u>
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>472 単位</u>	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>469 単位</u>
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>469 単位</u>	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>466 単位</u>
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>466 単位</u>	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>463 単位</u>

(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>462 単位</u>	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>459 単位</u>
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>458 単位</u>	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>455 単位</u>
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>454 単位</u>	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>451 単位</u>
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>450 単位</u>	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>447 単位</u>
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>447 単位</u>	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>444 単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>792 単位</u>	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>787 単位</u>
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>723 単位</u>	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>718 単位</u>
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>687 単位</u>	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>682 単位</u>
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>656 単位</u>	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>652 単位</u>
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>626 単位</u>	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>622 単位</u>
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>596 単位</u>	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>592 単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 736 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 731 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位

(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。） <u>648 単位</u> (9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 <u>603 単位</u> (10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 <u>529 単位</u> (11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 <u>510 単位</u> (12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 <u>492 単位</u> (13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 <u>473 単位</u> (14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 <u>456 単位</u> (15) 入所定員が 91 人以上の場合 <u>438 単位</u> 二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が 5 人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>1,054 単位</u> (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>831 単位</u> (2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>785 単位</u> (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>831 単位</u> (3) 入所定員が 10 人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>785 単位</u> (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,597 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。） <u>644 単位</u> (9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 <u>599 単位</u> (10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 <u>526 単位</u> (11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 <u>507 単位</u> (12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 <u>489 単位</u> (13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 <u>470 単位</u> (14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 <u>453 単位</u> (15) 入所定員が 91 人以上の場合 <u>435 単位</u> 二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が 5 人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>1,047 単位</u> (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>826 単位</u> (2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>780 単位</u> (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>826 単位</u> (3) 入所定員が 10 人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>780 単位</u> (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,587 単位</u>
--	--

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>587 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>583 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,141 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,134 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>547 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>543 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>963 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>957 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>481 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>816 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>811 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>461 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>727 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>645 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>641 単位</u>

(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>600 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>596 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>526 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>523 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>507 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>504 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>490 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>487 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>471 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>468 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>454 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>451 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>437 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>434 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>752 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>747 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>738 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>733 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>723 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>718 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>707 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>702 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>351 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>349 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>173 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>913 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>909 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>419 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>417 単位</u>

(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>383 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>381 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>351 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>349 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>318 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>317 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>205 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>204 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>189 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>188 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>174 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>173 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>159 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>158 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,100 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,095 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,002 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>997 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>913 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>909 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>824 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>820 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>126 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>125 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>889 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>885 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>152 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>151 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>138 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>137 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>126 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>125 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>114 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>113 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,076 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,071 単位</u>

(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>978 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>973 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>889 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>885 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>800 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>796 単位</u>